

令和3年6月25日

第8回 倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第8回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和3年6月25日(金) 午後3時
場 所 倉吉市役所 A会議室

- 1 開 会
- 2 前回会議録承認
- 3 会議録署名委員の選出
- 4 議 事
（1）議案第28号 倉吉市立成徳小学校と倉吉市立灘手小学校の統合について… 1
- 5 教育長報告
- 6 報告事項
各課報告（別紙）
- 7 その他
- 8 閉 会

議案第 28 号

倉吉市立成徳小学校と倉吉市立灘手小学校の統合について

次のとおり倉吉市立成徳小学校と倉吉市立灘手小学校を統合し、令和 5 年 4 月開校することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 1 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 3 年 6 月 2 5 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小 椋 博 幸

成徳地区・灘手地区検討委員会 概要

倉吉市教育委員会事務局学校教育課

- 1 日 時 令和3年5月31日（月）午後7時～8時20分
- 2 場 所 市役所北庁舎A会議室
- 3 参加者 成徳地区 地域代表2名、保護者代表1名
灘手地区 地域代表1名、保護者代表2名
市教委 小椋教育長、丸岡次長、小川指導主事、山根

4 概 要（発言者敬称略）

- 【灘 手】この検討委員会に進むことは、なだて村づくり協議会の了承を得ているが、準備委員会へ移行することはまだ了承を得ていない。検討委員会で統合準備委員会を立ち上げるとなれば、またそれをなだて村づくり協議会に報告するという仕組みで進んでいる。
- 【教育長】それでは今日、統合準備委員会について大まかな方向が決まったら、それをなだて村づくり協議会で説明してもらおうということになるのか。
- 【灘 手】統合準備委員会の内容まで、詳しく説明していないので、次回の役員会で説明して、了解を得られれば次へ進むと思う。
- 【教育長】今日のところは、今後、統合準備委員会を設立するとなればということで設置要綱について話し合った内容をなだて村づくり協議会へ報告していただけたらどうか。
- 【灘 手】以前は、協議会の中で誰がこのようなことを決めたのかという声が出るのが心配だとか、教育委員会の方が、決めてもらった方がいいという意見もあった。
- 【教育長】こちらとしては、教育委員会としてこうしますと言える時期がもう近づいていると思う。
- 【灘 手】成徳小の場合は、現状の成徳校舎で新しい学校となり、基本的には変わらないが、灘手は学校が無くなり、成徳小の方に通学させてもらう方なので、住民感情に配慮するわけではないが、少し手順を踏ませてもらっていることを了解いただきたい。
- 【成 徳】懸念しているのは、委員が検討委員会や準備委員会などで度々変わると話の持続性がない。この前の検討会の話も我々はずっとしてきていて、同じ話の繰り返しになる。その辺も村づくり協議会の方で諮っていただければと思う。ここで話をしたことを持ち帰って話をするようなことだと、1回1回前に進もうにも進めないのも、それは勘弁してほしいというのが、本当の気持ちだ。
- 【教育長】今、目指しているのは7月半ばに統合準備委員会を設置することをなだて村づくり協議会で説明していただいて、その時に必要であれば事務局も同席させてもらう。教育委員会のスタンスは保護者の気持ちに沿って、スケジュールもそれに合わせて作っている。前PTA会長が言われたように、令和5年4月を目指すとこのようなスケジュールになりますということの同意がいただければ、成徳地区の方も先ほどのような心配されることもなくなるのかと思う。そうなれば、そのタイミングが教育委員会としてはこのように決定して進めますということ伝える場になる可能性もあるのか。
- 【灘 手】今は、統合やむなしという感覚で、今さら学校を残せという話は出てこないと思うし、統合に向けてのハードルはそう高くないと思う。私一人がどんどん進めていくと、そのような権限もないのに多分言われる。なだて村づくり協議会という役員会の場で話をしていただければ、多少の反対意見は持っていても、市教委が決めたならと納得されると思う。
- 【教育長】個人のところに責任が行くようなことにはしたくない。そこの責任は当然、教育委員会が取らないといけないと思っている。100%の賛同ではないことは承知している。このように決定しましたと伝える場にしたいと思う。

統合準備委員会設置要綱（案）について

- 【灘 手】総務部会とPTA組織部会は、小学校と保育園の保護者が入るようになっているが、重なっていいか。両方同じ部会に属するという想定はないのか。一斉ではなく、部会ごとに適宜、開催するということか。
- 【次 長】適宜になる。重なって悪いことではないが、ただ会合に出る回数が増えてしまう。
- 【教育長】校舎をどう活用するかということの部会もあってもいいのかと思う。この組織に、校舎活用に関する部会を位置づけてしまうとか。ただ、統合後の校舎活用については、教育委員会の権限がなく、山守小学校についても市長部局になっている。
- 【次 長】第3条(6)の学校施設の有効活用に関する事項というのは、別の組織として調整させていただいてよいか。
- 【灘 手】その辺のところは、市教委から市長部局へ後押ししていただきたい。
- 【次 長】第3条(6)は、設備備品、施設整備等に関する事項とさせていただきます。
- 【灘 手】第5条の2項で、あて職が辞した場合の表現についてはどうするか。しっかり引き継ぎが出来ていればいいが。
- 【成 徳】第5条の文面ではそれが読み取れない。
- 【次 長】職がなくなった場合でも、引き続いてというところを入れさせていただきます。
- 【教育長】委員の人数は、先ほどの話でそれぞれの部会に何人ずつ入ってもらうのか。
- 【成 徳】3人ずつくらいの方が適切かと思う。
- 【教育長】そうすると今日のところは、各部会概ね3人ずつというところを目安にするということ。ただ、先ほどの意見のように必ずしも3人にしなくてはいけないということではなく、話し合いの中でこの部会は1人増やそうとか、逆に減らそうとかあってもいいと思う。今日のところは概ね3人を目安というところで理解していただければありがたい。
- 【次 長】確認しておきたいのが、6月23日に議会の常任委員会、6月25日に定例教育委員会で、今日の話し合った内容をまだ決定はしていないが、このような話し合いの調整段階だということを報告させていただいてよろしいか。
- 委員了解

<検討委員会での決定事項>

◆灘手地区について

- なだて村づくり協議会の会長の方へ、教育委員会の方針について下話しておく。
- 6月29日のなだて村づくり協議会役員会で、灘手小学校と成徳小学校の統合について、教育委員会の方針として決定したことを伝える。あわせて令和5年4月開校を目指して、今後、統合準備委員会を設置して具体的に取り組むことについても了承を得る。

◆統合準備委員会設置要綱について

- 第3条(6)学校施設の有効活用に関する事項というのは、別の組織として調整し、設備備品、施設整備等に関する事項とする。
- 第5条第2項は、あて職がなくなった場合でも引き続けるという意味合いに修正する。
- 統合準備委員会の各部会の委員は概ね3名ずつとし、次回の検討委員会で報告出来るように進めておく。

次回：検討委員会 7月中旬～下旬